

湖南省住居表示実施基準

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号。以下「法」という）に基づき、本市が実施する住居表示の基準について必要な事項を定めるものである。

第 1 住居表示の方法

住居表示の方法は、法第 2 条第 1 項に規定する「街区方式」とする。

第 2 町の区域の合理化

街区方式による町の区域は、次の基準によって定める。この基準によることができない町の区域については、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように定める。

1 町の境界

町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。この場合、境界線は原則として、道路、河川、水路等の東西線にあつては南側の側線、南北線にあつては東側の側線とする。

2 町の形状及び規模

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されるようにする。

3 町の規模

地域の性格、用途、人口、家屋の密度を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないよう定め、おおむね次の基準による。

商業地区 20,000 m² ~ 90,000 m²

住居地区 15,000 m² ~ 120,000 m²

工業地区 120,000 m²以上

第 3 町の名称の定め方

第 2 による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は次の基準によるものとする。

- 1 従来の町の名称又は当該地区における歴史、伝統、文化を考慮し、由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。
- 2 常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、簡明なものとする。
- 3 同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにする。
- 4 町の名称として丁目をつける場合は、その丁目の数は概ね 4、5 丁目程度とする。

- 5 丁目は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近いところを起点とし、できるだけ放射線状に整然と配列する。

第4 街区割り

- 1 街区は、道路、河川、水路、鉄道、又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- 2 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地区における家屋密度の状況を勘案して定めるものとする。その標準規模は、概ね 3,000 m²~5,000 m²、戸数 30 戸程度とする。

第5 街区符号の付け方

街区符号は数字を用い、湖南省役所東庁舎又は西庁舎に最も近い街区を起点とし、右回り連続蛇行式とする。

第6 住居番号のつけ方

住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）によって、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）につけるものとする。

1 基礎番号

- (1) 基礎番号は、湖南省役所東庁舎又は西庁舎の最も近い街区の角を起点として右回りに街区の境界線を一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り順次番号をつける。ただし、その角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定める。
- (2) フロンテージは、10メートルを基準とする。
- (3) フロンテージは、各辺ごとに精算する一辺精算方式とする。ただし、各辺上における最後のフロンテージの2分1未満の端数が生じたときは、直前のフロンテージに加える。

2 住居番号

- (1) 住居番号は、その建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号とする。
- (2) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区境界線と接するところにつけられている基礎番号とする。
- (3) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、若い数字の基礎番号とする。

- (4) 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上ある場合は、市長の認定により主要な出入口又は通路を一つ選定して定める。
- (5) 一街区の全部を一つの建物が占めている場合においても建物等の主要な出入口が接している基礎番号とする。ただし、一街区に占める建物が、容易に変更されない公共用建築物又は、法人等の場合は、基礎番号によらず、順序よく建物等に番号をつけ、住居番号とすることができる。

第7 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。

湖南省
┌──────────┐ 丁目
町 名 ┌───┐ 番
街区符号 ┌───┐ 号
住居番号

(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。

湖南省
┌──────────┐ 丁目
町 名 ┌───┐ -
街区符号 ┌───┐
住居番号

第8 中高層建物の住居表示の特例

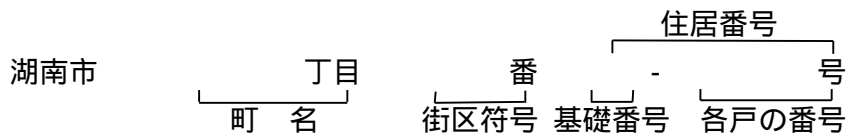
団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

1 住居表示のつけ方

- (1) 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。
- (2) 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられる場合には、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができる。

2 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。



第9 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及び出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管する。

住居表示台帳は、縮尺 500 分の 1 によるものとし、縮尺 2,500 分の 1 の都市計画図又は大縮尺で、高い精度の測量図を基礎として街区ごとに作製する。

この場合には、各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる 500 分の 1 の街区の図面上に添付する。

第10 住居表示板の基準

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号の数字を記載した表示板(以下「街区表示板」という。)を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板(以下「住居番号表示板」という。)および町名を記載した表示板(以下「町名表示板」という。)を表示する場合は、次の基準によるものとする。

1 街区表示板

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上概ね 1.6 メートルになるようにする。

(2) 寸法及び表記

街区表示板の寸法は、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、別紙のとおり縦の表記とする。

(3) 文字及び数字の書体

町の名称に使用する書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用い、街区符号の表示に使用する数字はアラビア数字とし、その書体は、ユニバーサル・メディウムを用いる。

(4) 色彩

街区表示板は、二色をもって構成し、地色は青味緑色（2.5B G4/8）またはにぶ緑色（10G5/5.5）とし、文字及び数字の色彩は、日本工業規格（JIS）Z 8721「色の三属性による表示法」による明度8度以上の無彩色とする。

(5) 材質

街区表示板は、容易に腐食し、又は褪色しない材質のものとする。

2 住居番号表示板・町名表示板の設置場所及び様式

(1) 設置場所

住居表示板及び町名表示板は、一般住宅の建物等にあつては、原則として、門柱又は玄関の地上概ね1.6メートルの高さで歩行者から見やすいところに取りつけるものとする。

(2) 寸法及び表記

住居表示板の寸法は、縦60ミリメートル、横120ミリメートルとし、その表示は別紙のとおりとする。

町名表示板の寸法は、縦60ミリメートル、横60ミリメートルとし、その表示は別紙のとおりとする。

(3) 書体その他

文字、数字の書体、色彩、材質等については、街区表示の例による。

第11 その他

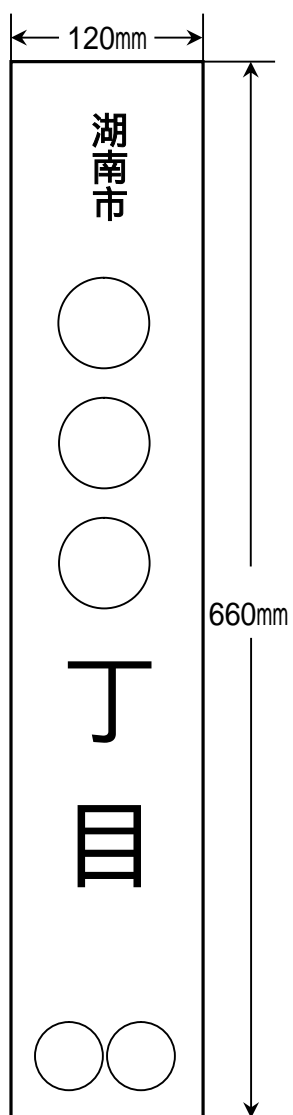
この基準のほか住居表示実施について必要な事項は、その都度定めるものとする。

この実施基準は、平成19年2月27日から適用する。

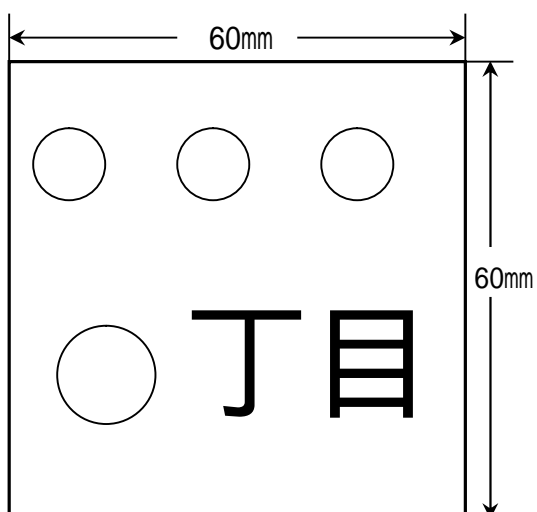
この実施基準は、平成20年11月4日から適用する。

表示板の寸法及び表記例

街区表示板



町名表示板



住居番号表示板

